

## 評議員及び役員の報酬等及び費用に関する規程

- 1 平成 24 年 4 月 1 日 施行
- 2 平成 29 年 4 月 1 日 施行
- 3 平成 31 年 4 月 1 日 施行

#### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「センター」という。）の定款第17条及び第33条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

#### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第4章に基づく評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第6章に基づく理事及び監事をいう。
- (3) 常勤理事とは、理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

#### (報酬)

第3条 センターは、常勤理事の職務執行の対価として常勤理事報酬を支給する。

2 センターは、評議員、理事（常勤理事を除く。）及び監事が評議員会又は理事会に出席したときは別表2の「評議員会・理事会出席謝金」を支給する。

3 センターは、監事が定款第30条第2号の規定に基づく調査及び監査をしたときは別表2の「監事監査謝金」を支給する。

4 第1項の常勤理事報酬は、別表1「常勤理事報酬（年俸）表」によるものとし、個々の常勤理事の常勤理事報酬の額は、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

#### (月額基本給)

第4条 常勤理事報酬は、その額に12分の1を乗じて得た額を月額基本給として支給する。

#### (日割計算)

第5条 新たに常勤理事に就任した者に対しては、その日から常勤理事報酬を支給する。

2 常勤理事が退任したときは、その日まで常勤理事報酬を支給する。

3 前2項の規程により常勤理事報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、報酬の額は、その月の総日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割により計算することとし、当該計算により生じた円未満の端数については、1円に切り上げるものとする。

(常勤理事報酬の支給日)

第6条 常勤理事報酬は、毎月25日に支給する。ただし支給日が日曜日又は休日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い日曜日又は休日でない日を支給日とする。

(通勤手当)

第7条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

(退職金)

第8条 センターは、常勤理事が退職又は死亡した場合に、勤続年数に応じ退職金を支給する。

2 退職金は、退職における月額基本給に職員退職金規程の別表に定める退職金支給率を乗じて得た額とする。

3 勤務年数(休職期間を除く。)に1年未満の端数がある場合は月割り計算により、1月未満の端数は1ヶ月に切り上げるものとする。

(費用)

第9条 センターは、評議員及び役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第10条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

別表 1

常勤理事報酬（年俸）表

号俸	報酬（年俸）額
1	1, 6 5 0 万円
2	1, 5 0 0 万円
3	1, 3 5 0 万円
4	1, 2 0 0 万円

別表 2

評議員・役員謝金

区 分	謝金の額（源泉税差引後）
評議員会・理事会出席謝金	1 回当たり 20, 000 円
監事監査謝金	1 日当たり 20, 000 円

附 則

この規程は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。